

広報

あしや

Garden City Ashiya

臨時号 平成18年 (2006年) 7月1日発行

介護保険特集

問い合わせ  
高年福祉課  
(介護保険担当) ☎38-2046  
(要介護認定・介護サービス) ☎38-2024



## 平成18年度介護保険料のお知らせ

問い合わせ 介護保険担当 ☎38-2046

本市においても、平成二十七年には高齢化率が二六・七%となると予測され、市民の一人が高齢者という超高齢社会を迎えます。そこで今回、介

する第一号被保険者六十年度)におけるより、第三期平成十八(二十

### 恭介護保険料の算定

事業費や借入金償還等に、介護保険料は、必要な介護サービスを安心してご利用いただくための重要な財源です。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

介護保険料は、必要な介護サービス

介護保険料は、必要な介護サービス

### 7月中旬に納付通知書をお送りします

7月中旬に納付通知書をお送りします

#### 第1号被保険者(65歳以上のかた)の介護保険料基準額

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{3年間の芦屋市の介護保険サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{3年間の芦屋市の第1号総被保険者数}} \div 12\text{カ月}$$

#### 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

平成18年度の介護保険料の基準額は、52,800円(年額)です。

所得段階	対象となるかた(条件)・基準額に対する割合	改定後		改定前			
		月額保険料(円)	年額保険料(円)	段階	年額保険料(円)		
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた	0.50	2,200	26,400	第1段階	19,800	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のかた	0.55	2,420	29,040	第2段階	29,700	
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で第2段階以外のかた	平成18年度	0.60	2,640			31,680
		平成19年度	0.70	3,080			36,960
		平成20年度	0.75	3,300	39,600		
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税の課税者がいるかた(激変緩和措置対象者を除く)	1.00	4,400	52,800	第3段階	39,600	
	税制改正に伴う「第1段階 第4段階」へ「第2段階 第4段階」へ移行した激変緩和措置対象者	0.66	2,900	34,800			
	税制改正に伴う「第3段階 第4段階」へ移行した激変緩和措置対象者	0.83	3,650	43,800			
第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円未満のかた(激変緩和措置対象者を除く)	1.25	5,500	66,000	第4段階	49,500	
	税制改正に伴う「第1段階 第5段階」へ「第2段階 第5段階」へ移行した激変緩和措置対象者	0.75	3,300	39,600			
	税制改正に伴う「第3段階 第5段階」へ移行した激変緩和措置対象者	0.91	4,000	48,000			
	税制改正に伴う「第4段階 第5段階」へ移行した激変緩和措置対象者	1.08	4,750	57,000			
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満のかた	1.50	6,600	79,200	第5段階	59,400	
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上のかた	1.75	7,700	92,400			

五歳以上のかたの保険料基準額は、四千四百円(改定前・三千三百円)となります。所得段階別の介護保険料は、ご本人やご家族の所得等に応じて、左表のとおり算定されています。

### 注意

低所得者への負担軽減を図るため、所得段階区分を7段階に設定するとともに、所得第3段階の保険料率(基準額に対する割合)については、暫定的に軽減しています。平成17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)で地方税法改正により、市民税非課税から課税に移行する第4段階と第5段階の被保険者に対しては、激変緩和措置として保険料の基準額に対する割合を暫定的に引き下げます。<第4段階...0.66~0.83 / 第5段階...0.75~1.08> 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除・給与控除・必要経費などを差し引いた金額(扶養控除・医療費控除などの所得控除前の金額)をいいます。